

平成31年 第1回定例会

大仙美郷介護福祉組合議会会議録

平成31年2月26日 開会

平成31年2月26日 閉会

大仙美郷介護福祉組合議会

平成31年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会
議 事 日 程

平成31年2月26日（火曜日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 管理者の招集あいさつ並びに施政方針説明

1 規 約

日程第5 議案第1号 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

2 条 例

日程第6 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第7 議案第3号 大仙美郷介護福祉組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について

日程第8 議案第4号 在宅介護支援センター設置条例の一部改正について

3 予 算

日程第9 議案第5号 平成30年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第6号 平成31年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算

日程第11 議案第7号 平成31年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算

議事追加日程

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長の選挙

出席議員（7名）

- 1番 大山利吉君
2番 金谷道男君
4番 古谷武美君
5番 三浦常男君
6番 藤原政春君
7番 茂木隆君
8番 澁谷俊二君

欠席議員 3番 熊谷隆一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- 管理者 松田知己君
副管理者 老松博行君
大仙市社会福祉課長 佐藤和博君
美郷町福祉保健課長 齊藤敦子君
事務局長 藤澤健吾君
真昼荘所長 山田喜明君
真木苑所長 安達京子君
真森苑所長 小松一典君

職務のため出席した者の職氏名

- 書記 佐藤 巧
書記 鈴木 恒

○ 議長（澁谷俊二君）

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を開会いたします。

（午後1時 宣告）

○ 議長（澁谷俊二君）

これより、本日の会議を開きます。

欠席の届出は、3番、熊谷隆一君であります。

今回の会議に説明員として出席を求めた者は、お手元に配布の名簿のとおりであります。

○ 議長（澁谷俊二君）

今回の会議書記に次の者を任命します。書記、佐藤巧君、書記、鈴木恒君。

○ 議長（澁谷俊二君）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○ 議長（澁谷俊二君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、

1番 大山利吉君

2番 金谷道男君

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○ 議長（澁谷俊二君）

日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（澁谷俊二君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○ 議長（澁谷俊二君）

日程第3、「諸般の報告」を行います。

代表監査委員から、例月出納検査結果が提出されておりますので、その写しを皆様のお手元に配布しております。これをもって報告に変えさせていただきます。

日程第4 管理者の招集あいさつ並びに施政方針説明

○ 議長（澁谷俊二君）

日程第4、本定例会の招集にあたって、管理者より招集あいさつ並びに施政方針説明のため発言の申し出がありましたので、これを許します。

管理者、松田知己君。

○ 管理者（松田知己君）

議員各位におかれましては、平成31年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

開会に当たり、行政報告並びに本日提案いたしました議案の概要を申し上げ、招集のあいさつ並びに施政方針といたします。

はじめに、職員採用試験について報告いたします。

職員採用試験の合格発表を10月23日に行い、介護士3名を4月1日から新たに配置できることとなりました。

次に、施設経営について報告いたします。

今年度は、雪による被害や事故がなく、順調に施設経営が出来ているところであります。インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症につきましても、厳重な衛生管理体制の下、大きな問題を発生させることなく経過しています。また、真森苑デイサービスセンターですが、民間事業者によるサービス提供が充足している状況にありますので、平成31年3月末日をもって休止することとしております。

次に、提出いたしました議案の概要について申し上げます。

本定例会でご審議をお願いいたします議案は、単行案1件、条例案3件、補正予算案1件、平成31年度当初予算案2件の計7件です。

議案第1号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてですが、これは、秋田県市町村総合事務組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてですが、これは、人事院勧告をかんがみて、地方公務員においてもこれと同様に、職員の給与等に関する所要の条例改正をする必要があり、お諮りするものです。

議案第3号、大仙美郷介護福祉組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定についてですが、これは、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付等に関して、所要の整備が必要であり、お諮りするものです。

議案第4号、在宅介護支援センター設置条例の一部改正についてですが、これは、千畑在宅介護支援センターを他の公共的団体に譲与することに伴い、規定の整備を行う必要があります、お諮りするものです。

議案第5号、平成30年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第2号）は、歳入にあつては、利用料の増減に合わせた整理、児童手当受給対象者の変動に伴う構成市町負担金の整理、その他実績に伴う整理を行うことについて、歳出にあつては、人件費の整理及び実績に伴う不用額の減額を中心に、年度末までの必要予算額を精査した結果に基づく補正についてお諮りするものです。

議案第6号、平成31年度一般会計予算及び議案第7号、平成31年度特別会計予算につきましては、次のとおり編成の方針と概要を申し上げます。

平成28年度から5か年の予定で実施している財政基盤強化計画によりまして、平成31年度予算は、財政調整基金の積立額が取り崩し額を上回る形で編成することができました。

歳出の主な事項についてですが、一般会計では、新たに労働安全衛生法に規定する産業医の配置に係る予算を計上しております。

特別会計では、真昼荘において、ナースコール設備更新工事、真木苑において、外壁塗装工事、真森苑において、消雪制御盤ボックス更新工事などについて所要の予算を計上しております。

このようなことから、一般会計、特別会計を合わせた予算総額は、11億2,246万円となり、前年度比で6,122万円の減、率にして5.2%の減となりました。

以上、議案の概要を申し述べましたが、このあと、詳細を事務局に説明させますので、各議案につきまして、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、このたび議長に対し、退職届を提出し、受理されました。平成31年3月31日付けで、管理者の職を辞職することとし、4月1日からは、大仙市長が管理者、私が副管理者となることで互選をし、決定いたしました。

これまで、圏域住民の皆様、議員の皆様には、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとう

ございました。

新体制となる本組合の事務事業に関し、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつ並びに施政方針といたします。

日程第5 議案第1号 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

○ 議長（澁谷俊二君）

日程第5、議案第1号「秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（澁谷俊二君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

議案第1号、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてをご説明いたします。

秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び所要の規定整備のため、同組合同規約を変更する必要があることから、当該規約の変更に関し、関係地方公共団体との協議につきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

協議内容でございますが、資料①の3ページと併せまして、資料③の2ページから4ページに新旧対照表がございますのでご覧願います。

まず、秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数の減少についてでございますが、これは、構成団体であります大仙美郷環境事業組合が、平成31年3月31日をもって解散し、秋田県市町村総合事務組合から脱退することとなるため、別表第1及び別表第2の規定を改正するものでございます。

次に、教育委員会に関する規定を削るものでございますが、これは、秋田県市町村総合事務組合で学校医等の公務災害補償事務を実施していることから、教育委員会の設置を規定しているところですが、同委員会の設置につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に規定がございますため、第12条を削ることとするものでございます。

次に、資料③の4ページをお願いいたします。

財産区の非常勤職員公務災害補償に関する規定の追加でございますが、これは、財産区自体は秋田県市町村総合事務組合の構成団体ではございませんが、財産区の議会議員及び管理委員は、市町村の非常勤職員として、同組合の非常勤公務災害補償の対象となりますので、共同処理する事務として、その旨を新たに明記することとするものでございます。

最後に、資料①の3ページ、附則の部分でございますが、施行日は、平成31年4月1日でございます。また、同組合の条例、規則等が全て左横書きのため、規約につきましても同様に左横書きに改めることとするものでございます。

以上が本案の提案理由及び内容でございます。何とぞ、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（澁谷俊二君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（澁谷俊二君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（澁谷俊二君）

討論なしと認めます。議案第1号についてこれより採決をいたします。
お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

○ 議長（澁谷俊二君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号、「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」は、原案のとおり決しました。

日程第6 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○ 議長（澁谷俊二君）

日程第6、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

(書記朗読)

○ 議長（澁谷俊二君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

ただいま議題となりました議案第2号につきまして、提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

本案は、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正が施行されたことに伴い、地方公務員においてもこれに準じた所要の整備を行う必要があり、提案するものでございます。

改正内容につきましては、議案と併せ、資料③の5ページをご覧ください。願います。

まず、宿日直手当の引き上げでございますが、通常の宿日直が勤務1回4、200円であるところ、これを4、400円に、執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続き宿日直は、勤務1回6、300円であるところ、これを6、600円に引き上げるものでございます。

次に勤勉手当についてでございますが、(2)の表のとおり、平成30年12月の支給月数を0.05月引き上げ、期末手当と合わせた年間の支給月数を4.45月とするものでございます。

また、再任用職員に関しましても同様に0.05月引き上げるものでございます。

この改正は、平成30年4月1日から適用し、改定分を遡及して支給することとするものでございます。

次に、(3)給料表についてでございます。

若年層の引上げを主とし、平均で0.2%のベースアップとなるものでございます。

この改正は、平成30年4月1日から適用し、改定分を遡及して支給することとするものでございます。

次に、6ページの「勤勉手当の支給割合を改正」の部分でございます。

30年度は、勤勉手当の増加分全てを12月期のみで支給することとなりますが、平成31年度は、増加分を6月期と12月期に均等に調整し直すと共に、期末手当につきしても、6月期と12月期の支給割合が同じになるように調整するものでございます。

この改正の施行日は、平成31年4月1日でございます。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、国家公務員に係る一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴い、地方公務員においてもこれに準じ、職員に超過勤務を命ずることができる上限時間を規則に明記することとするものでございます。

以上改正内容を申し上げましたが、取扱い、全て国及び大仙市に準じた形となっております。

以上が本案の提案理由及び内容でございます。何とぞ、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（澁谷俊二君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なし)

○ 議長（澁谷俊二君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なし)

○ 議長（澁谷俊二君）

討論なしと認めます。議案第2号についてこれより採決をいたします。
お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

○ 議長（澁谷俊二君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

日程第7 大仙美郷介護福祉組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について

○ 議長（澁谷俊二君）

日程第7、議案第3号「大仙美郷介護福祉組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。
(書記朗読)

○ 議長（澁谷俊二君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

議案第3号につきまして、提案の理由及び内容をご説明申し上げます。
本案は、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付等に関して、所要の整備が必要であり提案するものでございます。
内容につきましては、議案と併せまして、資料③の16ページをご覧くださいようお願いいたします。

他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体等との財産の交換、譲与又は減額譲渡、無償貸付け又は減額貸付け等につきましては、その都度議会の議決をいただくか、条例によって必要事項を列記しておくか、どちらかの必要がございます。本組合の施設整備に係る地方債の償還が、概ね終了する時期に差し掛かっておりますので、公共施設等の適正管理の観点から、今後他団体への貸付けや譲渡等の必要が生じる可能性を考慮し、その対応が迅速にできるよう、条例を制定しておきたく、提案するものでございます。

施行日は、公布の日からとするものでございます。

以上が本案の提案理由及び内容でございます。何とぞ、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（澁谷俊二君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なし)

○ 議長（澁谷俊二君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なし)

- 議長（澁谷俊二君）
 討論なしと認めます。議案第3号についてこれより採決をいたします。
 お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 （異議なし）
- 議長（澁谷俊二君）
 異議なしと認めます。よって、議案第3号、「大仙美郷介護福祉組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

日程第8 在宅介護支援センター設置条例の一部改正について

- 議長（澁谷俊二君）
 日程第8、議案第4号「在宅介護支援センター設置条例の一部改正について」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。
 （書記朗読）
- 議長（澁谷俊二君）
 提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾君）
 議案第4号につきまして、提案の理由及び内容をご説明申し上げます。
 本案は、千畑在宅介護支援センターを他の公共的団体に譲与したく、規定の整備を行う必要があり提案するものでございます。
 内容につきましては、議案と併せ、資料③の20ページに新旧対照表がございますので、ご覧くださいませようお願いいたします。
 現在3か所ございます在宅介護支援センターのうち、千畑在宅介護支援センターにつきましては、平成10年度に美郷町社会福祉協議会の建物に併設する形で設置し、無償貸付けしているものでございます。今後、改修をしながら有効に施設を活用していくためには、同協議会からの申し込みに基づく譲与を行うこととしたく、設置条例の改正をお願いするものでございます。
 施行日は、平成30年4月1日でございます。
 以上が本案の提案理由及び内容でございます。何とぞ、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（澁谷俊二君）
 提案理由並びに内容の説明が終わりました。
 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
 （なし）
- 議長（澁谷俊二君）
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これより討論に入ります。討論ありませんか。
 （なし）
- 議長（澁谷俊二君）
 討論なしと認めます。議案第4号についてこれより採決をいたします。
 お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 （異議なし）
- 議長（澁谷俊二君）
 異議なしと認めます。よって、議案第4号、「在宅介護支援センター設置条例の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

日程第9 平成30年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第2号）

- 議長（澁谷俊二君）

日程第9、議案第5号「平成30年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算(第2号)」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

(書記朗読)

○ 議長(澁谷俊二君)

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長から順次説明願います。

○ 事務局長(藤澤健吾君)

議案第5号、平成30年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

資料1の21ページをお願いいたします。

今回の補正内容でございますが、3つの施設を合わせまして818万5,000円を減額もでございます。

詳細につきましては、このあと、順次担当の所長がご説明申し上げますので、私からは、全体的な財政状況についてご説明いたします。

平成30年度におきまして、真昼荘の特別養護老人ホームの定員増を行ったのが年度途中であったこと、また、真森苑の通所介護を次年度から休止する決定をしたため、利用の著しい低下があったことによりまして、今回の補正におきまして、真昼荘と真森苑が財政調整基金からの繰入れを計上しております。

しかしながら、この繰入れを含めた、平成30年度における財政調整基金の総繰入額は、昨年度の4,239万円を大きく下回り、2,000万円台に収まる見通しとなっているほか、真木苑では大きく繰越金を出す見通しもあり、財政基盤強化計画の試算に照らしますと、順調な回復状況であると判断しているところでございます。

私の説明は以上でございます。

○ 真昼荘所長(山田喜明君)

続きまして、真昼荘勘定についてご説明いたします。資料①25ページをお願いいたします。846万3,000円の減額補正でございます。

31ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目1節、施設介護サービス費収入でございます。今年度は、4月に7床を短期入所から特養に転換、10月に6床を同じく転換、4床を増床し、定員67名となりましたが、お亡くなりになる方や体調を崩し入院される方が例年よりも非常に多く、大幅な増収は見込めない状況でございます。

2目1節、居宅介護サービス費収入、短期入所生活介護費収入でございますが、当初は10月まで、13床の予定で予算計上しておりましたが、3月に介護保険改正内容が示され、介護報酬について協議した結果、特養に転換できる居室は、4月に転換することとなり、実質6床で稼動したため、大きな減収となっております。

2項1目1節、自己負担金収入現年度分でございますが、各サービス費収入の自己負担分でございます。施設介護サービスでは、増となっておりますが、短期入所サービスの減が大きく、減収が見込まれます。2節、滞納繰越分につきましては、納入された分を計上しております。

5款1項1目、繰入金、財政調整基金繰入金でございますが、介護サービス収入の歳入不足を補うものでございます。

33ページをお願いいたします。歳出でございます。給与改定分を含む人件費の補正と実績による不用額の整理が主なものとなっております。

1款1項1目、一般管理費、3節、4節は人件費の補正でございます。11節、需用費燃料費でございますが、燃料単価の高騰のため増となっております。光熱水費、14節、農業集落排水施設使用料でございますが、通所介護の事業廃止により、使用料が減少したため減額しております。15節、工事請負費につきましては、改修費用が確定いたしましたので、不用額を計上しております。

35ページをお願いいたします。

2款1項1目、施設介護サービス事業費でございます。1節、報酬でございますが、機能訓練指導員については、募集に対して応募がなかったことによる減額でございます。3節、職員手当等時間外勤務手当でございますが、非常勤職員の年度途中の退職、一般職1名の病気休暇による職員不足へやむを得ず時間外で対応したため増額となりました。11節、需用費、賄材料費、13節の給食業務委託料でございますが、賄材料費に該当する経管栄養者が減り、食事を提供する方が増えたため、賄材料費は減、委託料は増となっております。

37ページをお願いいたします。

2款2項1目、短期入所介護事業費でございます。11節、給食業務委託料でございますが、定員減によるものでございます。

○ 真木苑所長（安達京子君）

続きまして真木苑勘定についてご説明申し上げます。資料①、51ページからお願いいたします。

64万6,000円の増額補正でございます。

歳入でございます。57ページをお願いいたします。

1款1項2目1節、居宅介護サービス費収入、通所介護費収入及び2項1目1節、通所利用者自己負担金収入でございますが、これまでの実績に基づき、増収が見込まれることによる増額でございます。2節、滞納繰越分施設利用者自己負担金収入につきましては、これまでの実績を計上しております。

2款1項1目2節、民生費負担金、児童手当負担金でございますが、実績による減額でございます。

59ページをお願いいたします。歳出でございます。

各款にわたり2節から4節につきましては、給与改定分を含む人件費関係に伴う補正でございます。

1款1項1目13節、一般管理費、健康診断委託料でございますが、実績による減額でございます。

61ページをお願いいたします。

2款1項1目15節、施設介護サービス事業費、工事請負費、ナースコール設備工事費でございますが、金額が確定したことによる減額でございます。

63ページをお願いいたします。

2項1目18節、居宅サービス事業費、通所介護事業費、備品購入費でございますが、金額が確定したことによる減額でございます。

○ 真森苑所長（小松一典君）

引き続き真森苑勘定についてご説明申し上げます。資料①79ページをお開き願います。

36万8,000円の減額補正でございます。

85ページをお開き願います。歳入についてご説明申し上げます。

1款1項2目、居宅介護サービス費収入でございます。通所介護サービス利用者が、入院や死亡、施設入所や他のサービスに移行するケースが増えたことによる減額補正でございます。

1款2項1目1節、自己負担金収入でございます。サービス利用者の実績による減額補正でございます。

5款2項1目1節、財政調整基金繰入金でございますが、利用実績の減に伴うサービス収入の減少を補う補正でございます。

87ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。

各款に渡り、3節4節の人件費関係につきましては、給与改定による増額補正でございます。

1款1項1目、一般管理費でございます。15節、工事請負費でございますが、屋根塗装工事における請け差の不用額を減額するものでございます。

89ページをお開き願います。

2款1項1目11節、需用費の賄材料費でございますが、入所実績による減額補正でございます。

91ページをお開き願います。

2款2項1目13節、委託料の給食業務委託料でございますが、通所介護利用者の実績による減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（澁谷俊二君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（澁谷俊二君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（澁谷俊二君）

討論なしと認めます。議案第5号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（澁谷俊二君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号、「平成30年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決しました。

日程第10 平成31年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算

○ 議長（澁谷俊二君）

日程第10、議案第6号「平成31年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（澁谷俊二君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

議案第6号、平成31年度一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

資料④の1ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、5,416万円で、前年度と比較いたしまして422万円、7.2%の減でございます。

歳入の目的別増減でございますが、

分担金及び負担金は、前年度比4.7%の増でございます。内訳でございますが、公債負担金は、地方債償還の一部終了に伴い、5.3%の減でございます。

公会計負担金は、公会計制度に係る事務が特別交付税の算定対象であることに対する負担金でございます。

前年度当初予算において、財務諸表作成業務委託に係る費用を負担金に含めておりましたが、その後特別交付税の算定対象になることが示されたことに伴い、136万5,000円の増となっております。

児童手当につきましても交付税算定を理由とした負担金でございますが、対象者の減に伴い、2.6%の減でございます。

次に繰入金でございます。一般会計の事務費に対する財源は、全て特別会計からの繰入金でまかなっておりますが、歳出の減に伴い11.1%の減となっております。

繰越金は増減でございます。

諸収入につきましては、加入者の増に伴い、保険事務手数料において前年度比51%の増でございます。

次に、歳出の性質別増減でございますが、人件費は、人事異動に伴い1.4%の減でございます。

物件費は、事務用パソコンの更新、例規の加除、また、新たに産業医契約を行うなどの費用により122万6,000円の増となる一方で、財務会計システムのリースが今年度末で満了することによりまして、405万4,000円の減になりますので、差し引き282万8,000円、率にして31%の減でございます。

扶助費につきましては、児童手当支給対象の減により2.7%の減、補助費等につきましては、団体生命保険対象者の増により1万2,000円の増でございます。公債費は、地方債償還の一部終了により5.3%の減でございます。予備費は、これまでの充当実績にかんがみ、66.7%の減でございます。

それでは、内容につきまして、順次ご説明いたしますので資料②をお願いいたします。

10ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目、民生費負担金につきましては、一般会計で償還する地方債の元利償還額と同額を、また、児童手当支給額と公会計制度に係る費用につきましては、交付税算定の対象額について構成団体からご負担いただくものでございます。

2款1項1目、特別会計繰入金につきましては、一般会計に必要な経費全般の財源として、特別会計から繰入れするものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

12ページをお開き願います。

1款1項1目、議会費でございますが、これは、議員報酬と費用弁償が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。

2款1項1目、一般管理費でございますが、これは、職員人件費のほか、通常業務遂行上の必要経費が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。

2款2項1目、監査委員費でございますが、これは、監査委員報酬が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。

3款1項1目及び2目でございますが、これは、地方債のうち、普通会計での償還が義務付けられたものの元金及び利子でございます。

22ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○ 議長（澁谷俊二君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（澁谷俊二君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（澁谷俊二君）

討論なしと認めます。議案第6号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（澁谷俊二君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号、「平成31年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算」は、原案のとおり決しました。

日程第11 平成31年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算

○ 議長（澁谷俊二君）

日程第11、議案第7号「平成31年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（澁谷俊二君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長から順次説明願います。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

議案第7号、平成31年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算についてご説明いたします。

資料2の37ページをお願いいたします。

真昼荘が3億90万円、真木苑が4億1,100万円、真森苑が3億5,640万円、合わせまして予算総額10億6,830万円を計上するものでございます。

私からは、全体的な財政状況や見通しについてご説明いたします。

平成12年度の介護保険制度施行とともに財政調整基金の積み立てを開始いたしまして、平成19年度には残高3億2,800万円まで増加いたしました。その後、介護報酬の減額等によりまして、残高2億円を下回る見通しとなった時点で、財政基盤強化計画を策定し、平成28年度から5年計画で取り組んでいるところでございます。

その成果が表れ、平成31年度予算は、財政調整基金を減らさないという形にすることができました。平成20年度以来、基金に頼った財政が続きましたが、平成31年度を境に、実質単年度収支の黒字が継続できるように財政運営をして参りたいと存じます。

私の説明は以上でございます。

○ 真昼荘所長（山田喜明君）

真昼荘勘定についてご説明いたします。資料④の3ページをお願いいたします。

真昼荘勘定の歳入歳出予算の総額は、3億90万円でございます。前年度と比較して1,120万円、率にして3.6%の減となっております。

歳入の目的別増減についてご説明いたします。

サービス収入は、平成31年度は年度当初から施設介護サービスが67床で稼働できるため1,239万7,000円、率にして4.8%の増となっております。

分担金及び負担金は、前年度は特養転用に係る改修事業がありました。今年度は、ナースコール設置の費用をお願いしてございます。前年度比較では、1,107万円の減となっております。

繰入金は、サービス収入を補う目的のものでございますが、1,253万7,000円の減でございます。

次に歳出の性質別増減でございますが、人件費は、0.8%の減、物件費は2.2%の増、維持補修費は、61.7%の減、扶助費は、10.5%の減、補助費等は、27.7%の減、普通建設事業費は、899万5,000円の減、繰出金は、11.2%の減、予備費は100万円の減となっております。続いて予算書に沿って内容をご説明いたします。

資料②47ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項、介護給付費収入でございますが、国保連合会から収入するものでございます。1目、施設介護サービス費収入は、特別養護老人ホームに係る料金収入でございます。前年度実績に照らし67床で算定し計上しております。2項、自己負担金収入も同様でございます。

2款1項1目、民生費負担金、1節、大規模改修負担金でございますが、ナースコール設置工事に係る費用を大仙市3分の2、美郷町3分の1でご負担をお願いするものでございます。2節、児童手当負担金でございますが、交付税算入の対象となるため、組合構成団体にご負担いただくものでございます。

5款1項1目、財政調整基金繰入金でございますが、歳入不足を補うためのものでございます。前年より1,253万7,000円の減となっております。

51ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項、施設管理費でございますが、これは施設全体の管理運営にかかる費用でございます。11節、需用費、修繕料でございますが、誘導灯の交換、自動火災報知機設備の修繕を予定しております。

53ページをお願いいたします。

13節、委託料でございますが、除雪作業委託料を計上しております。18節、備品購入費でございます。厨房のガステーブル劣化による更新費用を計上しております。

55ページをお願いいたします。

2款1項、施設介護サービス事業費でございます。これは、特別養護老人ホームの運営に係る費用でございます。

57ページをお願いいたします。11節、需用費修繕料でございますが、劣化が著しく漏電の危険のある居室5部屋の照明器具の交換修繕費を計上しております。15節、工事請負費でございますが、ナースコールの設備工事費と1室だけドアがついていない居室について取付工事費用を計上しております。18節、備品購入費でございますが、年度計画で更新している居室用タンス、褥瘡予防マットレス、オムツ交換の際使用する清拭布を温める清拭車を更新したく計上してございます。

59ページをお願いいたします。

2款2項、居宅サービス事業費につきましては、事業を廃止しましたので廃項となっております。

61ページをお願いいたします。

3款1項1目元金は、地方債の償還に係るものでございます。2目、利子は、地方債、その他の資金の運用で生ずる利子について計上するものでございます。

○ 真木苑所長（安達京子君）

続きまして真木苑勘定予算案についてご説明申し上げます。

資料④5ページをお開き願います。

真木苑勘定の歳入歳出予算の総額は、4億1,100万円とするものでございます。前年度と比較して880万円の増、率にして2.1%の増でございます。歳入の目的別増減でございますが、サービス収入は、施設介護サービス収入、通所介護費収入の減はございますが、職員配置増に伴う居宅介護サービス計画費収入の増等により2.4%の増となっております。

分担金及び負担金のうち、大規模修繕負担金、児童手当負担金、ケアハウス負担金を大仙市、美郷町よりご負担いただいております。これらを合わせまして44.2%の減となっております。

繰越金は1,800万円の増となっております。

次に歳出の性質別増減でございますが、人件費は、人員配置変更に伴い4.0%の増、物件費は5.1%の減、維持補修費は393万4,000円の増、扶助費で54.8%の

減、補助費等で10.1%の減、普通建設事業費は、1,302万4,000円の減、公債費は、24.8%の増でございます。積立金は2,120万1,000円の増、繰出金は、11.1%の減となっております。予備費は他2施設と同額でございます。

以上が概要でございます。

内容につきましてご説明申し上げます。資料②87ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項、介護給付費収入でございますが、国保連合会から収入するものでございます。1目、施設介護サービス費収入でございますが、前年度実績を基に、入所者の要介護度、入院等による減算等を見込んで計上したものでございます。2目1節、通所介護費収入でございますが前年度実績を基に入院等による減算等を見込んで計上しております。3目1節、居宅介護サービス計画費収入でございますが、前年度実績及び職員増員を基に計上しております。2項、自己負担金収入でございますが、利用者の自己負担金収入になります。1款1項の介護給付費と同様の積算方法により計上してございます。

2款1項1目、民生費負担金でございます。1節、老人福祉費負担金、ケアハウス利用料でございますが、こちらはケアハウス入居者からの料金収入でございます。ケアハウス負担金につきましては、現在の入居者数を従来の国庫補助基準等に照らして算定する交付税算入分について、大仙市3分の2、美郷町3分の1でご負担いただくものでございます。2節、児童手当負担金につきましても、交付税算入の対象となるため、構成市町からご負担いただくものでございます。3節、大規模修繕負担金でございますが、財政基盤強化計画に基づくものとして、構成市町からご負担いただくものでございます。

89ページをお願いいたします。

6款1項1目、民生費受託事業収入でございますが、居宅介護支援事業所で市町及び包括支援センターからの委託により、認定調査や介護予防のケアマネジメント、移送サービスを提供するものでございます。

91ページをお開き願います。

歳出でございます。各款に共通して、2節から4節までが人件費関係でございます。

1款1項1目、一般管理費でございますが、これは施設全体に係る必要経費でございます。11節、需用費、修繕料でございますが、主なものとして構内街灯修繕、外壁塗装等を計上しております。

95ページをお願いいたします。

2款1項1目1、施設介護サービス事業費でございますが、これは特別養護老人ホーム事業の運営に要する費用でございます。

97ページをお願いいたします。

18節、備品購入費、施設備品でございます。計画的に更新を要する備品を計上しております。

99ページになります。

2項1目、居宅サービス事業費、通所介護事業費でございますが、これは通所介護事業の運営に要する費用でございます。

103ページをお願いいたします。

3項1目、居宅介護支援事業費でございますが、こちらは居宅介護支援事業に係る経費でございます。

105ページをお願いいたします。

3款1項1目、ケアハウス事業費でございますが、こちらはケアハウスの運営に要する費用でございます。11節、需用費、修繕料でございますが、こちらは居室の子メーター取替え工事を計上しております。

107ページになります。

4款1項1目、利子でございますが、こちらは一時借入金利子、繰替運用分利子でござ

います。

○ 真森苑所長（小松一典君）

引き続き度真森苑勘定予算案についてご説明申し上げます。資料④7ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は、3億5,640万円、前年度と比較しまして5,460万円の減、率にして13.3%の減でございます。

歳入の目的別増減の説明をいたします。

サービス費収入は、施設全体で3,186万円の減、率にして10.6%の減でございます。

分担金及び負担金は、17.6%の減でございます。内訳でございますが、公債費負担金は、地方債の償還に係るもので、前年度と同額でございます。大規模修繕負担金は、財政基盤強化計画に基づいた屋根塗装及び防水改修工事が終了したことによるものです。

児童手当負担金及び支援ハウス負担金は、交付税算入対象等のため、構成市町からご負担いただくものでございます。支援ハウス利用料は、入居者からの料金収入でございますが、入居状況の見込みにより、2.0%の増でございます。次に、繰入金でございます。財政基盤強化計画に基づき、39.3%の減でございます。

歳出の性質別増減の説明をいたします。

人件費は、職員配置の減より、12.7%の減でございます。物件費は、8.4%の減、維持補修費は、33.8%の減、扶助費は児童手当でございますが28.5%の増、繰出金は、11.1%の減となっております。

詳細につきまして順次ご説明申し上げます。資料②133ページをお開き願います。

1款1項1目、施設介護サービス費収入でございます。入所定員65名を基準とし、要介護度や入院等による減を見込んで計上したものでございます。

1款2項1目、自己負担金収入でございますが、これは各事業に係る介護給付費のうち、利用者にご負担いただくものでございます。

2款1項1目、民生費負担金でございます。1節、公債費負担金につきましては、地方債償還額と同額を大仙市3分の2、美郷町3分の1からご負担いただくもので、前年度と同額でございます。2節、生活支援ハウス負担金につきましては、従来の国庫補助基準等に照らして算定し、大仙市3分の2、美郷町3分の1でご負担いただくものでございます。3節、老人福祉費負担金につきましては、生活支援ハウスの入居者からの料金収入でございます。4節、児童手当負担金でございますが、交付税算入の対象となるため、構成市町からご負担いただくものでございます。5節、大規模修繕負担金でございます。消雪制御盤ボックス工事にかかるものとして、構成市町からご負担いただくものでございます。

137ページをお開き願います。歳出の説明をいたします。

各款に共通して、2節から4節までにつきましては人件費でございます。

1款1項1目、一般管理費でございます。これは、施設全体に係る必要経費でございます。11節、需用費の修繕料でございますが、消雪制御盤ボックス工事の予算を計上しております。

139ページをお開き願います。13節、委託料でございます。真森苑において、既存の施設を活用した特別養護老人ホームの定員増が将来的に可能かどうか検討するための設計調査を実施するものでございます。

141ページをお開き願います。

2款1項1目、施設介護サービス費でございますが、これは、特別養護老人ホーム事業の運営に要する費用でございます。

143ページをお開き願います。18節、備品購入費でございますが、床ずれ予防マット、転倒予防のためのコールマット、老朽化に伴いランドリカート、ベッド、血中酸素濃度測定器、新規では空気清浄機の予算を計上しております。

145ページをお開き願います。

2款2項、通所介護事業の休止により廃項となります。

147ページをお開き願います。

3款1項1目、生活支援ハウス事業費でございます。こちらは、生活支援ハウスの運営に要する費用でございます。11節、需用費の修繕料でございますが、老朽化にともない13居室の照明器具LED交換の予算を計上しております。

149ページをお開き願います。

4款1項1目、元金は、地方債の償還に係るものでございます。2目、利子は、地方債、その他資金の運用に生ずる利子について計上するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（澁谷俊二君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（澁谷俊二君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（澁谷俊二君）

討論なしと認めます。議案第7号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（澁谷俊二君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号、「平成31年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算」は、原案のとおり決しました。

○ 議長（澁谷俊二君）

暫時休憩します。

（ 休 憩 ）

○ 副議長（茂木隆君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○ 副議長（茂木隆君）

ただいま、議長、澁谷俊二君から議長の辞職願が提出され、受理いたしました。

議長が欠けましたので、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

○ 副議長（茂木隆君）

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 副議長（茂木隆君）

異議なしと認めます。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長辞職の件

○ 副議長（茂木隆君）

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。澁谷俊二君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。
(異議なし)

- 副議長（茂木隆君）
異議なしと認めます。
よって、澁谷俊二君の議長の辞職を許可することを決定いたしました。
- 副議長（茂木隆君）
澁谷俊二君の入場を許可いたします。

(8番 澁谷俊二君入場)

- 副議長（茂木隆君）
澁谷俊二君の議長の辞職については許可されましたので、告知いたします。
- 副議長（茂木隆君）
ただいま議長が欠員となりました。
お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 副議長（茂木隆君）
ご異議なしと認めます。
よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙

- 副議長（茂木隆君）
追加日程第2、議長の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条の規定によって、指名推薦で行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 副議長（茂木隆君）
ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。
- 副議長（茂木隆君）
お諮りいたします。
指名の方法については、1番、大山利吉君が指名推薦することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 副議長（茂木隆君）
ご異議なしと認めます。
よって、1番、大山利吉君、指名推薦をお願いいたします。
- 1番（大山利吉君）
議長に茂木隆君を指名推薦します。
- 副議長（茂木隆君）
お諮りいたします。ただいま、1番、大山利吉君が指名推薦しました私、茂木隆を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。
(異議なし)
- 副議長（茂木隆君）
ご異議なしと認めます。

よって、私、茂木隆が議長に当選しました。

- 議長（茂木隆君）
会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をし、当選の承諾及びあいさつを、させていただきます。
- 議長（茂木隆君）
冒頭、松田管理者のご挨拶にもありましたようなことで、議長に就任することになりました。どうか議員の皆様のご協力よろしくお願い申し上げます。
- 議長（茂木隆君）
それでは、ただいま副議長が欠員となりました。
お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長（茂木隆君）
異議なしと認めます。
よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行うこと決定しました。

追加日程第3 副議長の選挙

- 議長（茂木隆君）
追加日程第3、「副議長の選挙」を行います。
お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条の規定によって、指名推薦で行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（茂木隆君）
異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。
お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名推薦することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（茂木隆君）
ご異議なしと認めます。
副議長に、8番、澁谷俊二君を指名します。
- 議長（茂木隆君）
お諮りいたします。
ただいま指名しました8番、澁谷俊二君を副議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（茂木隆君）
ご異議なしと認めます。
よって、8番、澁谷俊二君が副議長に当選しました。
- 議長（茂木隆君）
当選しました澁谷俊二君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定によって当選の告知をします。
- 議長（茂木隆君）
澁谷俊二君より、当選の承諾及びあいさつを、その場でお願いいたします。
- 副議長（澁谷俊二君）
ただいま茂木議長のほうから指名いただきましたけれども、副議長という大役を仰せつ

かりました。介護福祉組合、大切な組織でございます。長であれ副であれ私も議員の中の一員でございますので、これからも議長を支えながら精一杯頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長（茂木隆君）

ありがとうございました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、平成31年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を閉じます。ご苦労様でした。

（午後2時10分 宣告）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

大仙美郷介護福祉組合議会議長

署名議員

署名議員